

所管部課	地域福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子
件名	東大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、令和4年9月9日に国の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に価格への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給する方針が示されたことから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 支給対象者                  基準日（令和4年9月30日）において、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の①又は②に該当する世帯の世帯主とする。                  ① 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（非課税世帯）                  ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p> <p>(2) 支給額 1世帯当たり5万円</p> <p>(3) 支給の方法                  ①の世帯：対象世帯に対して確認書を郵送し、返送された確認書等の内容を確認の上、指定の口座に振り込む。（確認書の郵送予定時期：11月上旬）                  ②の世帯：対象世帯からの申請を受け付け、申請書等の内容を審査の上、支給を決定した場合、指定の口座に振り込む。</p> <p>(4) 申請期限                  ①及び②の世帯：令和5年1月31日</p> <p>(5) 施行日 令和4年10月11日</p> <p>(6) 影響及び効果 この要綱に基づき適切に事業を進めることができる。</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年 9月 9日 物価・賃金・生活総合対策本部において、低所得世帯（非課税世帯等）に対し1世帯当たり5万円を支給する方針を決定</p> <p>令和4年10月 3日 市補正予算専決処分</p> <p>令和4年10月11日 東大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱の制定（市長決裁）</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>本給付金の支給事業を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。